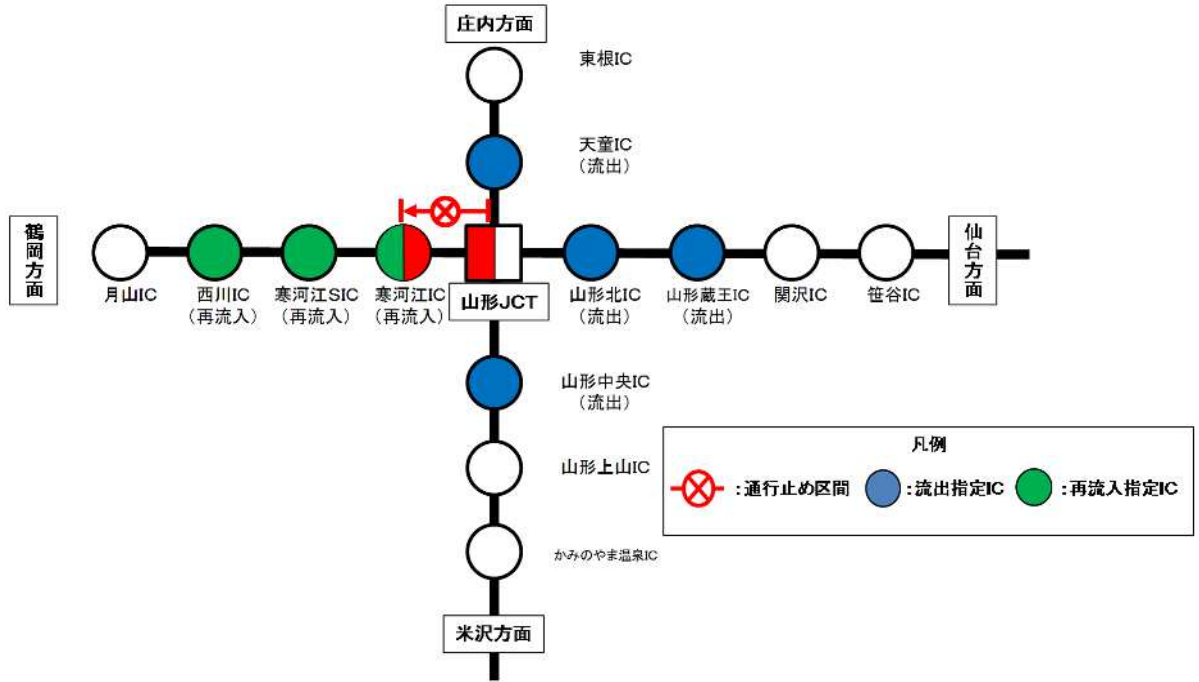


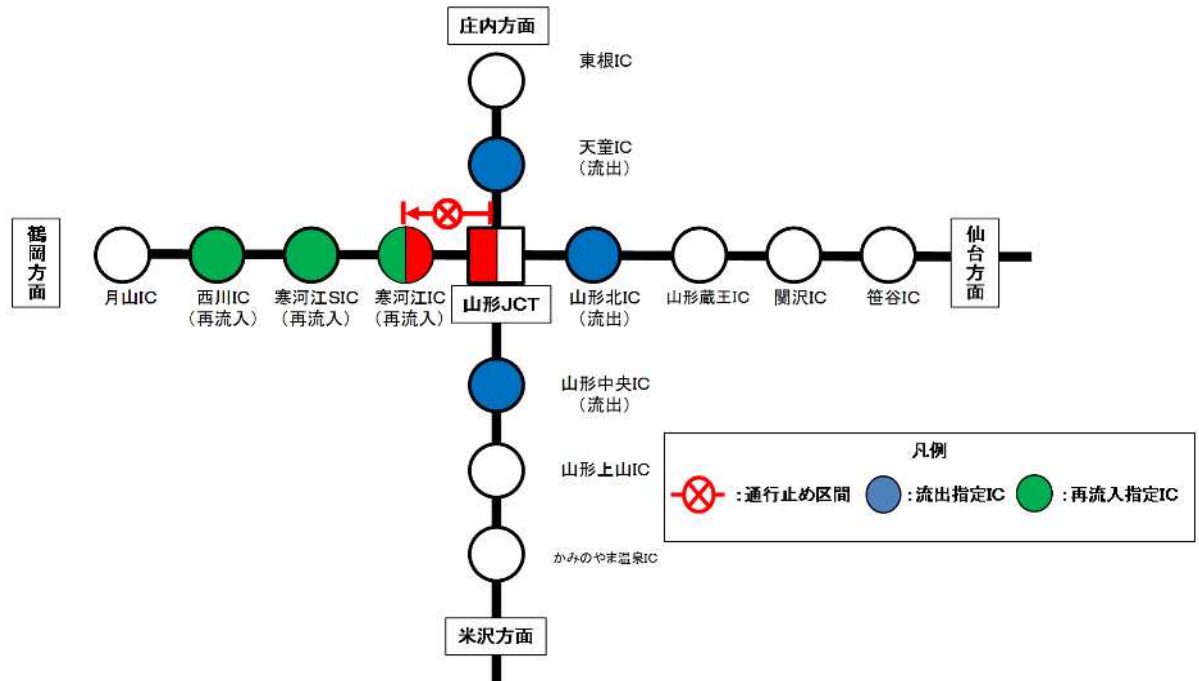
乗継料金調整について(夜間通行止め区間)

乗継料金調整の対象となるICは下図「流出IC」、「再流入IC」を利用した場合のみとなります。

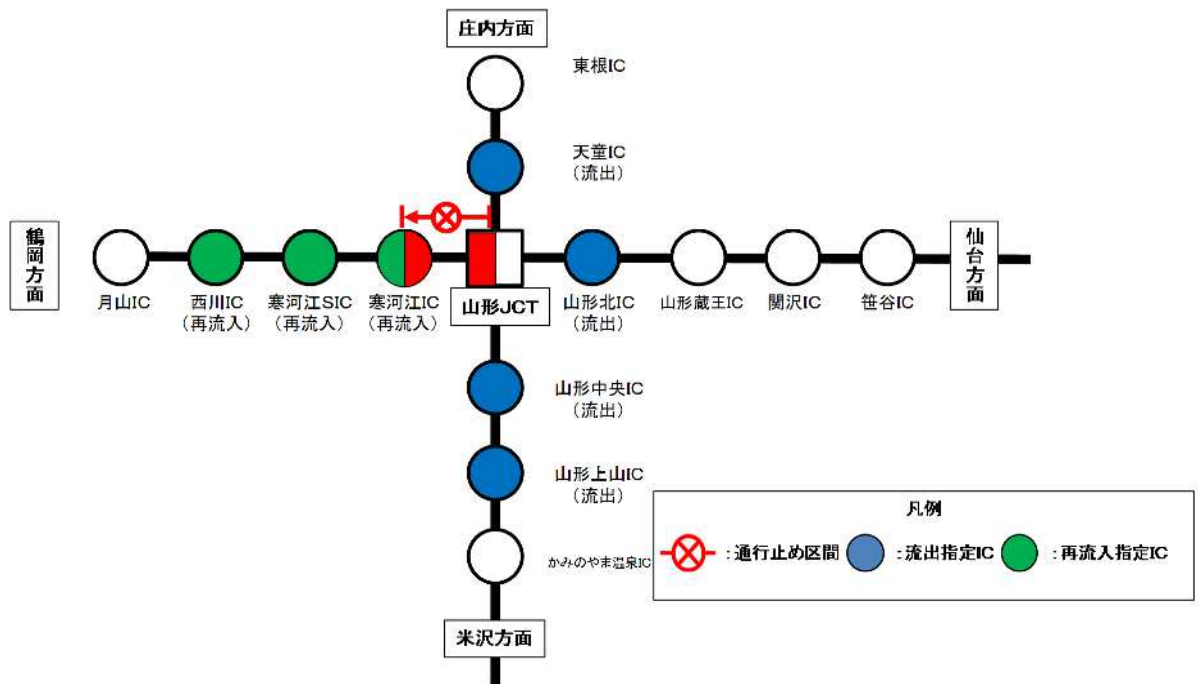
【1】山形JCT～寒河江IC間(上下線)夜間通行止め 山形道(下り線)ご利用の場合



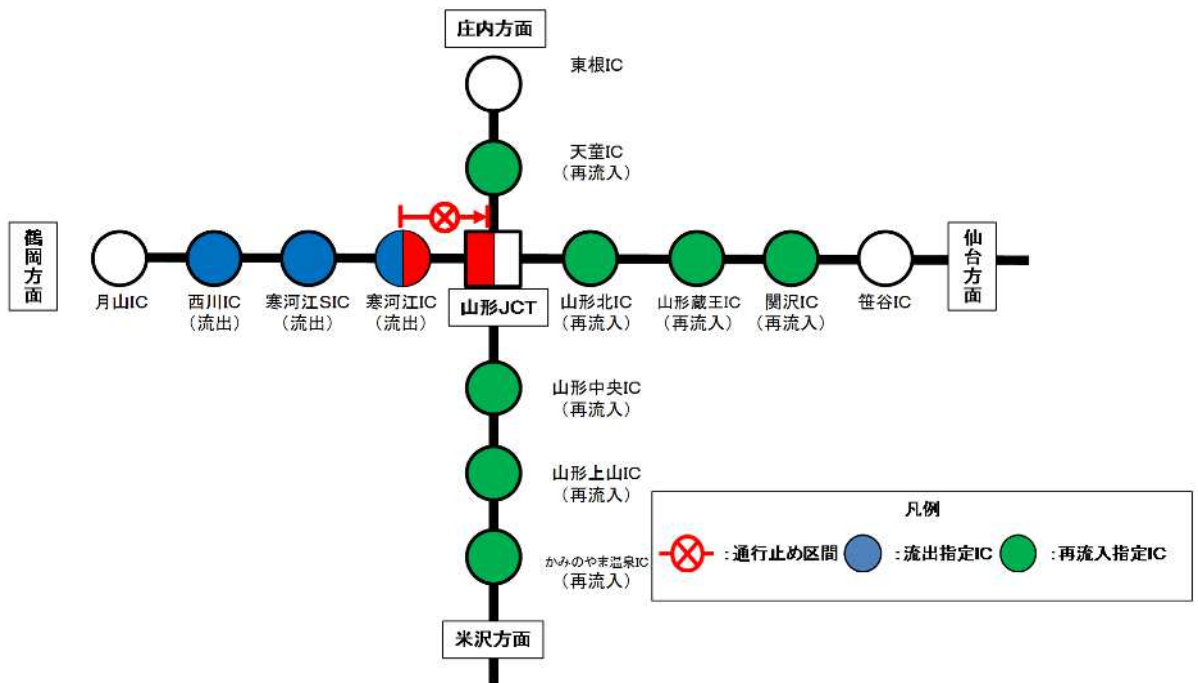
東北中央道(上り線)から山形道(下り線)ご利用の場合



東北中央道(下り線)から山形道(下り線)ご利用の場合



山形道(上り線)ご利用の場合



【2】寒河江IC～月山IC間(上下線)夜間通行止め

夜間通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め解除後に流出対象ICから再流入された場合、通行料金を調整する「乗継調整」をします。

流出対象ICは、以下の通りです。

山形道(下り線)または東北中央道(上下線)ご利用の場合

流出対象IC: 山形北IC、寒河江IC、天童IC、山形中央IC

(通行止め区間内のICにつきましても、流出・再流入対象ICとなります。)

【3】西川IC～月山IC間(上下線)夜間通行止め

夜間通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め解除後に流出対象ICから再流入された場合、通行料金を調整する「乗継調整」をします。

流出対象ICは、以下の通りです。

山形道下り線ご利用の場合

流出対象IC: 寒河江IC、寒河江SAスマートIC、西川IC

◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません。)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示機と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡してください。

◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は、流出ICから再流入されても乗継料金調整を行います。
- 寒河江SAスマートICはETC車のみ利用可です。